

# 肝属地区清掃センターについて

ベッドやタンスなどの粗大ごみは、町では収集しておりません。それらのごみについては肝属地区清掃センターへ直接持ち込むことができます。

※燃やせるごみ、燃やせないごみも持ち込むことができます。

持ち込みできる日	月曜日～土曜日と 毎月第3日曜日 祝日と重なっても持ち込み可能です。
持ち込みできない日	第3日曜日以外の日曜日と 年末年始 (12/31～1/3)
持ち込みできる時間	午前8:30～12:00 午後1:00～4:30
ごみ処理手数料	10kgごとに80円

## 【注意】

- ・粗大ごみは可燃性のものと不燃性のものに分ける
- ・「一般廃棄物搬入申出書」を提出する
- ※清掃センターの受付で発行・記入できます。
- ・住所確認のため、免許証等が必要になります。

お問い合わせ先  
肝付地区清掃センター  
鹿屋市串良町上小原 3898-8  
☎ 0994 (63) 0168

## 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金

生ごみは、家庭ごみの排出量において多くの割合を占めています。

肝付町では、家庭用生ごみ処理機器を購入した世帯に対して、補助金を交付しています。

家庭内での処理のご協力をお願いいたします。※町内店舗で購入したものに限り

処理機器	補助金額	限度額
密封発行容器	購入額 1/2 以内	1基につき 2,000円
コンポスト容器	購入額 1/2 以内	1基につき 3,000円
電気式生ごみ処理機	購入額 2/3 以内	1基につき 30,000円



▲コンポスト容器

## 「ごみ」を生かす

特集にあたり、いくつかのス  
テーションを巡回したところ、  
資源ごみが分別されずに「燃や  
せるごみ」や「燃やせないごみ」  
に出されていたり、資源の日の  
ステーションでも正しく分別さ  
れず、注意ラベルが張られてい  
た袋も数多くありました。  
分別は洗ったり、ひもで縛つ  
たり面倒だと思えます  
しかし、少しの手間が、減量  
化や再資源化に繋がります。  
「生かせるごみ」があります。  
皆さんひとりひとりが「ごみ」  
の未来を変えられます。  
町の未来を変えられます。

お問い合わせ先 肝付町役場 住民課 ☎ 0994(65)8411